様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　　　2025年　7月　18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） とうようりかがくけんきゅうしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社　東陽理化学研究所  （ふりがな）　　みやざき　ひろはる  （法人の場合）代表者の氏名 　 宮﨑　大晴  住所　〒959-1284  新潟県燕市杣木1961番地  法人番号　9110001016109  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 社長メッセージ 2. 【DX戦略書】株式会社東陽理化学研究所 | | 公表日 | 1. 2025年　5月　29日 2. 2025年　5月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 公表方法：会社ホームページにて公表   公表場所：<https://www.toyorikagaku.com/company/philosophy/>   1. 公表方法：会社ホームページにて公表   公表場所：<https://www.toyorikagaku.com/wp-content/uploads/2025/07/DX_strategy_2025.pdf>  記載箇所： 3.ビジネスモデルの方向性について  ページ：P4 | | 記載内容抜粋 | 1. 当社は、100年企業の実現を目指し、300人体制の確立と安定した収益の確保をビジョンとして掲げています。この目標を達成するためには、生産性向上、コスト削減、業務改善や最適化が不可欠です。その実現手段の一つとして、デジタルトランスフォーメーション(DX) の推進を位置づけ、戦略的に取り組んでまいります。これからも、技術とデジタルを活用し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。 2. DX経営ビジョン「技術に生きる、ものづくり、社会づくり、人づくり　をデジタルで支える」を実現するため、以下の3つの柱を軸としたビジネスモデルを構築している   DXビジョン1：ものづくりのDX  ビジネスモデルの方向性：  ・スマートファクトリーの構築  ・品質管理のデジタル化  DXビジョン2：社会づくりのDX  ビジネスモデルの方向性：  ・環境負荷の低減  ・安全リスク管理の高度化  DXビジョン3：人づくりのDX  ビジネスモデルの方向性：  ・働き方改革の推進  ・技能伝承のデジタル化  ・デジタル人財育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 2025年4月実施の取締役会で、社長メッセージは承認済 2. 2025年4月実施の取締役会で、「DX戦略書」は承認済 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 【DX戦略書】株式会社東陽理化学研究所 | | 公表日 | 2025年　　5月　　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：会社ホームページにて公表  公表場所：<https://www.toyorikagaku.com/wp-content/uploads/2025/07/DX_strategy_2025.pdf>  記載箇所：4.DX戦略について  ページ：P5 | | 記載内容抜粋 | DX戦略を通じて生産性向上・品質向上・コスト削減・市場競争力強化を実現するため、データの収集・分析・活用を組み込んだ施策を推進する。  戦略1：スマートファクトリーの構築  ・設備監視システムの導入による生産ロス低減  ・ロボティクス技術を活用した製造ラインの省人化  ・生産計画の自動化・進捗に合わせた最適化  ・経営ダッシュボード（羅針盤）の活用 によるデータドリブン経営の推進  戦略2：品質管理のDX  ・品質データのIT統制強化（一元管理、信頼性確保）  ・品質ダッシュボードの導入 による継続的な品質向上  ・検査の自働化  ・トレーサビリティーのデジタル化  戦略3：エネルギー管理と環境負荷低減のDX  ・エネルギー使用状況の可視化  ・削減アクションの策定と進捗管理  ・省エネ設備への入れ替え  ・ペーパレス化の推進  戦略4：安全リスクマネジメントのDX  ・センサー技術を活用した作業環境モニタリング  ・重大事故ゼロの維持を目指した監視体制の構築  戦略5：働き方改革の推進  ・デジタル技術を用いた業務プロセス改善  ・生成AIの活用による業務効率の向上  ・案件管理システムの活用  戦略6：技能伝承のDX  ・各種シミュレーション技術の活用（流動解析、構造解析）  ・ナレッジのデータベース化  戦略7：デジタル人財育成  ・DXリテラシー研修の受講推進  ・セキュリティー講習の受講推進 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年4月実施の取締役会で、「DX戦略書」は承認済 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 1. 記載箇所：5. DX推進体制について   ページ：P6   1. 記載箇所：6.デジタル人財育成・確保   ページ：P7 | | 記載内容抜粋 | 経営層がDX戦略を策定し、業務部門が具体的な施策を⽴案・実⾏する体制を構築している。さらに、部門横断型のプロジェクトチームを編成し、全社的なDX推進を加速させるとともに、デジタル技術の活⽤による業務最適化と競争⼒強化を図る。  １．経営層：戦略策定・推進  ・DXを経営戦略の中核とし、全社⽅針・⻑期戦略を策定。  ・戦略の実⾏状況を定期評価し、柔軟に⽅針を⾒直す。必要に応じて部門横断PJを編成。  ・「経営の効率化」「⽣産性向上」「競争⼒強化」を軸に推進。  ２．業務部門：施策⽴案・実⾏  ・経営⽅針に基づき、具体的な施策を策定・実⾏。  ・デジタル技術導⼊を計画し、PDCAサイクルで改善を推進。  ・必要なリソース（⼈財・予算・技術）の確保・調整。  ３. 部門横断型プロジェクトの推進  ・現場主導でDXを実践し、成果を最⼤化。  ・各プロジェクトリーダーが進捗を経営層へ報告。  （例）変⾰人財育成プロジェクト、個別原価プロジェクトなど  DX推進を加速させるため、社員のデジタルリテラシー向上・DXリーダーの育成・DX環境の整備の3つの柱を軸に、人財育成と組織⽂化の醸成を進めている。  1.DXリテラシーの向上(全社員向け)  ・e-ラーニングを活⽤したセキュリティー講習の実施  ・チームリーダー以上のDX講習の実施  ・DX推進事例の社内共有会の実施。  2.DX推進リーダーの育成（対象：管理職）  ・e-ラーニングを活⽤したDXリテラシー教育の実施  ・実際の課題解決に向けた社内DXプロジェクトの旗振り役の任命  3.DX推進のための環境整備（社内⽂化の醸成）  ・改善提案制度でDXアイデアを公募し、優れたアイデアはプロジェクト化及び実施を⽀援  ・DX推進賞の設⽴（成果を評価・表彰）  ・DX推進に貢献した社員・チームを表彰し、成功事例を社内に展開 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：7.環境整備について  ページ：P8 | | 記載内容抜粋 | DX戦略を確実に実⾏するために、デジタル基盤の強化、人財の育成、業務プロセスの最適化を重点的に推進し、持続可能なDX環境を整備します。  1.情報基盤の統合とセキュリティ強化 ・統合されたIT基盤により、リアルタイムな情報共有と⼀元管理を実現。 ・サイバーセキュリティの強化を図り、データの保護と安全な運⽤体制を確⽴。 ・クラウド活⽤を推進し、データの可⽤性・拡張性を向上。  2.DX人財の育成と社内⽂化の醸成 ・DXリテラシー教育の強化 ・RPA、Iot、AI活⽤等のデジタルツール活⽤スキルの向上研修の実施 ・DX推進リーダーの育成と社内横断的な意識改⾰に向けた、デジタル改⾰を推進する企業⽂化の醸成  3. 業務プロセスの標準化と最適化 ・ペーパレス化、電⼦承認の活⽤に向けたデジタルワークフローの導⼊ ・KPIの可視化及び、迅速な意思決定を⽀援に向けたデータドリブン経営の推進 ・RPAやAIを活⽤し、定型業務を削減を⾏う、業務の⾃動化と最適化の実施 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 【DX戦略書】株式会社東陽理化学研究所 | | 公表日 | 2025年　　5月　　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：会社ホームページにて公表  公表場所：<https://www.toyorikagaku.com/wp-content/uploads/2025/07/DX_strategy_2025.pdf>  記載箇所：8. 達成指標について  ページ：P9～10 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の成果を評価し継続的な改善を推進するために、  エネルギー管理・安全管理・スマートファクトリー・品質管理・人財育成・働き方改⾰・技能伝承 の各領域において達成指標（KPI）を設定  **戦略1：スマートファクトリーの構築**  目標：直接・間接共に2028年までに2024年⽐30％の⽣産性向上を目指す。  **戦略2：品質管理のDX**  目標：重大品質問題ゼロ、⾃⼯程保証体制の構築、直接・間接共に2028年までに2024年⽐30％の⽣産性向上を目指す。  **戦略3：エネルギー管理と環境負荷低減のDX**  目標：CO2排出量 2030年 2013年⽐▲46%削減、2050年 実質ゼロ  **戦略4：安全リスクマネジメントのDX**  目標：環境事故/クレームゼロ、休業・不休業災害ゼロ  **戦略5：働き方改革の推進**  目標：直接・間接共に2028年までに2024年⽐30％の⽣産性向上を目指す。  **戦略6：技能伝承のDX**  目標：直接・間接共に2028年までに2024年⽐30％の⽣産性向上を目指す。  **戦略7：デジタル人財育成**  目標：従業員のDXリテラシー向上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　　5月　　29日 | | 発信方法・発信場所・記載箇所・ページ | 発信方法：会社ホームページにて公表  発信場所：<https://www.toyorikagaku.com/company/philosophy/>  記載箇所：社長メッセージ | | 発信内容 | 当社は、100年企業の実現を目指し、300人体制の確立と安定した収益の確保をビジョンとして掲げています。この目標を達成するためには、生産性向上、コスト削減、業務改善や最適化が不可欠です。その実現手段の一つとして、デジタルトランスフォーメーション(DX) の推進を位置づけ、戦略的に取り組んでまいります。これからも、技術とデジタルを活用し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　2月頃　～　　実施中 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断を実施し、情報処理システムの課題を把握。 外部ベンダーとの協力体制を構築し、ITシステムの最適化を継続的に推進。  受付番号：202502AH00003475 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　　2月頃　～　　実施中 | | 実施内容 | セキュリティアクション制度に基づき二つ星宣言を行っています。  セキュリティアクション二つ星宣言ID：41039547264 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。